

# 引っ越しごみはごみ処理場へ

引っ越しや大掃除などで、一度に大量の家庭ごみを出す場合は、ごみステーションに排出せず、別海町ごみ処理場へ直接持ち込みをお願いします。



## 自分で持ち込む場合

- 搬入量に応じてごみ処分手数料を徴収しますので、**現金をご用意ください。**
- ごみをまとめるときは、透明または半透明の袋に入れてください。(指定ごみ袋を使用する必要はありません。)肥料袋、フレコンバッグ、ダンボールなど、外から中身を確認できないものに入れての持ち込みはできません。
- あらかじめ、ごみ出しルールの分別区分によって分別した上で持ち込み願います。

## 自分で持ち込むことが難しい場合

「一般廃棄物収集運搬許可業者」に依頼することができます。この場合、ごみ処理場で支払うごみ処分手数料のほか、**許可業者に収集運搬料**を支払う必要があります。

※許可業者以外に収集運搬を依頼することは、**違法行為**となりますのでご注意ください。

## ごみ処理場で受け入れができないごみ

ごみ処理場では、解体作業が難しいものや特殊な素材のものなど、受け入れできないごみがあります。これらは、**ごみステーションへの排出も、ごみ処理場への持ち込みもできません。**

ご不便をお掛けしますが、廃棄する場合は下記担当へご相談ください。

### ■主な例

- スプリングマットレス ・ 畳
- 家電リサイクル法対象製品 (テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、乾燥機、エアコン)
- 建築物または建築物以外の工作物 (柵や塀など) の解体に伴うごみ

## 別海町ごみ処理場

- 受付時間 月曜日から土曜日  
午前9時から午後4時
- 住所 別海町別海362番地1
- 連絡先 TEL75-3812
- ごみ処分手数料  
家庭ごみ (もえるごみ、もえないごみ、粗大ごみ)  
20kgごとに60円  
※資源ごみは無料

問合せ／町民生活担当 (内線1212・1213)

# し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ



4月のくみ取り地区は、中西別、西春別駅前、西春別、泉川、大成、本別、上春別、上風連、奥行です。

くみ取りが必要な方は、**くみ取り月の前月20日までに**、申し込みください。

し尿のくみ取りはあらかじめ計画を立てて実施しているため、災害時などを除き、急な申し込みはすぐに対応できない場合があります。し尿処理の業務に影響が生じますので、必ず期限までの申し込みをお願いします。

また、手数料徴収方法の変更に伴い、令和4年6月以降、最初の申し込みの際には、納入通知書の発送先を確認しますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、未使用のし尿処理証紙の還付については、町ホームページをご覧ください。

### 【くみ取り申込先】

- |          |                             |
|----------|-----------------------------|
| 役場町民課窓口  | TEL75-2111<br>(内線1212・1213) |
| 西春別支所    | TEL77-2131                  |
| 尾岱沼支所    | TEL0153-86-2166             |
| 上春別連絡事務所 | TEL75-6011                  |
| 上風連連絡事務所 | TEL75-7326                  |

### 【定期くみ取りの申し込みができます】

2カ月に1回、半年に1回など、定期的なくみ取りを申し込みすることができますので、上記のくみ取り申込先にお問い合わせください。

町ホームページ  
検索キーワード し尿処理証紙 🔍 検索

問合せ／町民生活担当 (内線1212・1213)

# 国保だより

第102号  
今回は広報で

## 国保に「加入するとき」「やめるとき」は必ず届け出をしてください

次に該当する方は届け出が必要ですので、下記担当にお申し出ください。

届け出には「マイナンバーの記載と確認」が必要となりますので、マイナンバーカードなどマイナンバーが確認できるものと身分証明書をお持ちください。

### 国保に加入するとき

- 他の市町村から転入したとき（職場の健康保険などに加入していない場合）
- 退職などで職場の健康保険などをやめたとき
- 国保に加入している方の子どもが生まれたとき
- 生活保護を受けなくなったとき

### 国保をやめるとき

- 他の市区町村へ転出したとき ※学生は申請により特例が認められています。
- 職場の健康保険などに加入したとき
- 自営業を営んでいる方が社会保険の適用事業所となったとき
- 生活保護を受けるとき
- 死亡したとき
- 一定の障がいがあると認定された65歳以上の方が、後期高齢者医療制度に加入したとき

### 進学により町外に転出する場合

学生が進学により町外に転出をする場合は、学生証または合格通知書を持参し所定の手続きをすることにより、就学期間が満了するまで別海町の国保に加入することができます。

### 保険証は1人に1枚です

別海町から転出された場合は別海町国保の保険証は使えません。（学生の特例申請をされた方は除く）また、職場などから保険証が交付された場合も国保の保険証は使えません。誤って使用した場合は、国保が負担した医療費は返していただくことになります。

問合せ／国民健康保険担当（内線1215～1217）

## 地域福祉計画の取り組みを募集します

本町では、全ての地域住民が思いやりの心を持ち、互いに支えあいながら安心して暮らせるまちづくりを目指して「別海町地域福祉計画」を策定しています。

計画に掲げる具体的な取り組みなどについて、町民の方や地域の関係団体、事業所などで本年度中に実践された事例がありましたら、二次元コードから内容を報告ください。

報告いただいた内容は、町ホームページで公表予定です。

### 【具体的な取り組みの例】

- 町民
  - 近所の高齢者世帯の玄関の除雪を手伝った
  - ボランティアに参加した
- 地域
  - 町内会で困っている世帯を訪問した
  - 地域の防災訓練を行った
- 事業者
  - 従業員に対し福祉の研修会を行った
  - ボランティア活動に協力した

### 【募集する取り組みの対象期間】

令和4年4月1日から令和5年3月31日  
※計画や概要版は町ホームページをご覧ください。

町ホームページ  
検索キーワード

地域福祉計画

検索

取り組み報告用  
フォーム



問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1311）